

昭和日タンマリンサービス株式会社 行動計画

昭和日タンマリンサービス株式会社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年12月 1日～2025年11月30日までの5年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇を完全取得することで、働き方改革の推進を図る。

＜対策＞

- ◆2020年12月1日～ 「働き方改革関連法」の周知、取得状況の把握
- ◆2021年 4月1日～ 年次有給休暇の取得推進
 - (1) 定期的な社内通知
 - (2) 管理職による声掛け
 - (3) 取得日数の見える化の実施
 - (4) 誕生日の有給休暇取得推進

目標2：ノー残業デーを設定・実施し、時間外労働の削減、余暇の充実を図る。

＜対策＞

- ◆2020年12月1日～ 「働き方改革関連法」の周知、時間外の把握
- ◆2021年 4月1日～ 時間外削減（労使協定内）へ向けての推進
 - (1) 事務職を中心に「ノー残業デー」を設定（毎週水曜日）
 - (2) 管理職による声掛けを実施
 - (3) 毎週水曜日 15時に社内通知を実施（意識付け）

目標3：2021年10月1日までに、3歳に満たない子を養育する社員の育児短時間勤務制度の「対象年齢の引き上げ」をする。

＜対策＞

- ◆2020年12月1日～ ニーズを把握し検討
- ◆2021年 1月1日～ 他社の現状を調査し検討
- ◆2021年 6月1日～ 関連規則類の見直し、改定